平成２２年（フ）第１０８６号
仙台市太白区南大野田14番地の12　プラザＲ205
破産者　木津川雅彦
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
秋田市泉中央４丁目６番11号
破産者　大塚　明子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８８号
秋田市飯島字坂道端12番地11
破産者　小髙　美代
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５２号
秋田市雄和椿川字前椿岱44番地７
破産者　熊谷　キヨ
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８０号
秋田県南秋田郡八郎潟町字一日市321番地６
破産者　畠山　弘子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５号
福島県郡山市田村町守山字上河原41番地の７
破産者　前田　茂廣
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
福島県須賀川市緑町114番地５、破産手続き開始決定時の住所福島県須賀川市舘ヶ岡字重郎内66番地
破産者　古川　秀和
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
千葉県銚子市外川町１丁目10341番地
破産者　山崎　哲男
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５０９号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目８番地の６　幸家荘104
破産者　中浦　政治
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０号
新潟県長岡市池之島934番地
破産者　塩入　敏彦
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
新潟県見附市本所１丁目17番35号、前住所新潟県見附市本所１丁目13番23号
破産者　大倉　利行
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
富山市諏訪川原１丁目10番23―405号　アール・メゾン、開始決定時の住所富山市水橋石政159番地
破産者　中嶋　正年
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８５号
富山市萩原135番地１　グランシャリオＣ棟102号
破産者　後藤　輝美（旧姓藤畠）
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８３号
石川県七尾市南ケ丘町60番地　県営南ケ丘住宅15号棟１号、従前の住所石川県石川郡野々市町字田尻町98番地
破産者　勝嶌　外史
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
長野県岡谷市湊５丁目12番41号、開始決定時の住所長野県諏訪市大字豊田675番地５
破産者　村上　俊直
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４２号
長野県岡谷市湊５丁目12番41号、開始決定時の住所長野県諏訪市大字豊田675番地５
破産者　村上わかよ
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第６５号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾579番地
破産者　高野よし子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
愛知県岡崎市若松町字下ギロ24番地５
破産者　杉浦　國利
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４９４号
京都府宇治市宇治若森19―９、住民票上の住所京都府宇治市宇治大谷33番地の47
破産者　和田　康子
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係